

# 支部 ニ ュ ー ス

VOL.9

租税訴訟学会 中四国支部  
発行人 支部長 鳴戸大二  
編集責任者 山田毅美



巻頭言・・・・・・・・支部長 鳴戸大二

平成28年 夏期呉研修会報告

平成28年 冬期下関研修会報告

次回研修会（予定） ご案内

編集部より

## 巻 頭 言



租税訴訟学会中四国支部

支部長 弁護士・税理士 鳴戸 大二

租税訴訟学会中四国支部は、平成 29 年 3 月 25 日に第 13 回目の総会を開催する運びとなりました。

昨年 11 月 26 日の下関研修会では、早稲田大学大学院の岸田雅雄教授により、企業会計のうち法人税法と会計の関係をご講演戴きました。会社法には、原則として計算規制はなく、専ら会計計算規則によるが、その内容は詳細 且膨大な集大成として法の余地がないほどで、会社法第 431 条は「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」とし、法人税法第 22 条 4 項も同趣旨の規定を定めています。

納税申告は私人の公法行為の一種で、法人税法第 74 条 1 項は、法人は「確定した決算」に基づき確定申告書を提出しなければならないと定めているところ、これら「会計処理」をし、「確定した決算」を代行し、事実上行っているのは税理士の皆様方です。その会計処理の方針について、正しい適正な処理を選択し申告しなければ税理士の責任問題となることは明らかです。

例えば、収益の認識基準には種々あり、現実には委託契約の入金が当期内になされていても、委託を受けた業務が未だ過程にあり、最終的には「検収」を受けることによって確定し、場合によっては返金を求められるという場合においては、入金時には「前受金」として処理し、「検収」により確定して初めて当該年度の財貨の移転と認められる場合が存します。企業会計上はむしろ実現主義の具体的適用としては正しい (IAS18) と言える場合も生じ得ます。

選択上のミスをした場合、国税通則法第 68 条第 1 項の重加算税を課されるという事案が生じた場合どう対応するか、こうした点の理論的根拠と対応法を本租税訴訟学会は示すものと考えます。

第 13 回総会では、広島地裁民事第 2 部 部総括判事の末永雅之裁判官による租税訴訟の主張立証上の留意点という実務に直結するお話の他、大淵博義中央大学教授によるヤフー事件の功罪という興味深いテーマでご講演を戴くこととなっております。

経済活動・企業会計・税務会計において、一般人・企業人の多くは経理処理の知識は乏しく、税理に関する税理士・公認会計士・監査法人・弁護士の責務は、申告納税制度の中では著しい責任を負うものであり、我々は一日として止まることなく研修に邁進して、社会に貢献しなければならないと確信しております。

## 平成28年 夏季呉研修会報告

日時 : 平成28年7月30日(土) 13:30 ~ 17:00

場所 : ビューポート くれ



### 第1部 テーマ

「勝訴のコツを闘いの現場から」

講師 弁護士 山本 洋一郎 先生

研修では、弁護士山本洋一郎先生に、「勝訴のコツを闘いの現場から」と題して講演をしていただきました。山本先生は、税理士登録もしておられ、日弁連の税制委員会委員長等を歴任されております。山本先生には、概略以下のようなお話をしていただきました。

#### 1 全体構造

税法は、簿記会計学、民法等の実体法、行政法、民事訴訟法という4本の柱から成っています。民事訴訟法は、訴訟物(結論)・主張、立証の三段階構造が大事です。主張は、結論を理由づける言い分のことで、法律上の主張と事実上の主張の2種類があります。

#### 2 法律上の主張のポイント

私法(民法、会社法)による規律が税法の根幹にあります。税法に登場する用語でも、私法から借用した概念であれば、その用語の意味は、まず通達ではなく、まず民法の文献・判例から探るべきです。こういった私法の解釈は、裁判所の得意分野です。書証として判決書などを原告から提出すべきではありません。

#### 3 事実上の主張と立証のポイント

主要事実(直接証拠)と間接事実(間接証拠)

新幹線の領収書(交通費支出の直接証拠)をなくしたとしても、私が平成28年7月30日に呉にいたことは間違いなく、車の免許を持っていないのであれば、(これらの事実を間接証拠として)、通常は新幹線代を支出したに違いないと認定されることがあります。

人証と書証

複雑な仕訳は、税理士の陳述書を作成します。納税者の話も陳述書を作成します。

立証責任

証拠では、白とも黒とも判断がつかないときに、どちらかの当事者が不利益を負うことです。最高裁は、昭和38年3月3日判決で、立証責任が課税庁にあると明示しています。ただし、下級審では、近年、少しずつこの原則が後退しています。

#### 4 税務調査時のポイント

税務調査においても、問題の指摘は書面によって行うべきです。

#### 5 受講しての感想等

税法でも私法という基本を押さえることの大切さを教えていただきました。



(弁護士 野田 隆史 会員)



## 第2部 テーマ

### 「 税制改革と今後の課税のありかた 」

講師 税理士 山本 守之 先生

まず、税制改革に関しては、法人税の実効税率引き下げと消費税の軽減税率について解説をされた。実効税率引き下げは、安倍政権の目指す経済の好循環が思うように進まなかったことを背景とするものであり、結果として官邸と経済界主導で進められた。例えば税負担に関しては減価償却方法の定率法より定額法が理論的であるのかなど「実効税率」についての考え方にも疑問点がある。消費税の軽減税率については、例えばファストフードのテイクアウトに関して通達とQ & Aの内容が異なっている。実際に導入されたときには混乱しそうだ。

次に、通達の疑問点について、役員の退職給与に関して、社長が息子に跡を継がせるために代表取締役から平取締役になった場合に完全退職じゃないと認めないなど課税庁が条件付けをしているものが多い。金銭債権の貸倒れに関する通達 9-6-1(4)の「相当期間継続し」の相当期間については3年ないし5年とされているが、相当の期間とは「見きわめをつける期間」のことであり、例えば子会社が破たんした場合などは半年でも良いのである。また、同通達(3)の「合理的基準」とは何かについて、切捨額は一律にしないと寄附金とみなされる可能性ありなどとされているが、親会社は責任があるので70%、他は50%という基準でも良い。そして同通達 9-6-2 の担保がある場合の取扱いについて、実質的に全く担保されていないことが明らかである場合には担保物はないものと取り扱って差し支えない、と20数年経ってHPが改訂された。

最後に、寄附金課税について、昭和17年2月に寄附金が損金不算入とされたが戦時立法であることは明らかである。相手の救済を通じて自らの利益を守る。この寄附が課税対象になるのか。

租税訴訟学会の研修会には恥ずかしながら初めて参加したが、興味深く聴かせていただいた。山本守之先生が、取扱通達に納得がいけないときには意見を言わなくてはならないと力強く言われたことがとても印象深い。



(税理士 親谷 順子 会員)

## 平成28年 冬季下関研修会報告

日時 : 平成28年11月26日(土) 13:30 ~ 17:00

場所 : 下関生涯学習プラザ 宙のホール(2階)

テーマ : 「租税法と会社法の交錯」

講師 早稲田大学大学院教授 岸田 雅雄 先生

11月26日、山口県下関市、生涯学習プラザで、租税訴訟学会中四国支部冬期研修会が行われた。山口県での研修は4回目で、下関では今回で2回目の研修となる。講師は、早稲田大学大学院教授 岸田雅雄教授で、会社法を専門とされており、今回は、「租税法と会社法の交錯」という演題で研修をしていただいた。

研修内容は、租税法の一般原則を確認した後、確定した決算に基づいた企業利益に税務調整を加えて、課税所得を誘導的に算出する法人税の計算過程を、会社法と交錯させながら、解説された。

法人税は、会計規則をほとんど設けておらず、22条4項に、「一般に公正妥当な会計処理の基準に従って計算されるもの」とされている。また会社法では、431条に「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」。金融商品取引法193条では「一般に公正妥当であると認められるところに従って」とあるように、それぞれ目的の異なった法律が、全て「一般に公正妥当な会計処理」という会計慣行に準拠している。この点について、教授は確立された会計慣行そのものの存否が必ずしも明らかでないため、何ををもって一般に公正妥当と認められる会計処理の基準とするか、またこの基準が憲法84条の租税法定主義との関係でどの程度まで認められるか議論の余地があると指摘された。

受講者の中でも、この点についての質問が多かった。「一般に公正妥当」、「相当の償却」等、言葉が抽象的であり、実務家としては、財務諸表の信頼性を担保する責任があるため判断基準を求める質問や、会計基準の明確化を望む声もあがっていた。

政府の税収の状況によって廃止された法人税の退職給与引当金、賞与引当金についても、政府のふところ具合によって制度が変わる安定性に対する懸念と、また税務と会計がかい離する動きに、税務と会計の歩み寄りを期待する声も多かった。この歩み寄りに対する期待にも、税制の会計に対する後退への懸念ではなく、積極的に企業会計を採り入れ、透明性を担保するべきという力強い意見もあった。

大学時代、最初の会計学で、日本の制度会計は商法会計、証取法会計、税務会計のトライアングル体制だと習った。それから1990年代後半から会計ビッグバンという言葉が飛び交い、会計制度の改革は活発化し、会計は独走した。経済活動に伴って会計には変化する性質を有している。また営利団体である企業は企業活動の成果と財政状態についての情報を提供する説明責任がある。Accountabilityという視点に立ち、会計を今一度見つめ直してみたい。

(税理士 田村 匡礼 会員)



## 次回研修会 ご案内

---

### 第13回総会並びに講演会

1.日 時 平成29年 3月25日(土) 13:00~17:00

2.場 所 広島大学東千田キャンパス 302号室  
広島市東千田町1丁目1番89号

3.研修内容 第一部 「勝租税訴訟の主張立証上の留意点と最近の最高裁破棄判決」  
(H26.6.12 最二小判決平成24年行比第408号事件)の紹介  
講 師 広島地方裁判所  
民事第2部部総括判事 末永 雅之 先生

第二部 「組織再編成の行為計算の否認の限界」  
~ヤフー事件判決の功罪~

講 師 中央大学教授 大淵 博義 先生



## 編集部より

平成28年度夏季呉研修、冬季下関研修と会員の方にはご参加いただき、ありがとうございます。

さて、両研修の報告を掲載する支部ニュースの発行が遅れましたことをお詫び申し上げます。  
平成28年度総会は、3月25日(土)広島大学東千田キャンパスにて開催しますので、多数ご参加いただきますよう、宜しくお願い致します。

平成29年度の事業計画(予定)は、下記のとおりですので、日程確保の上、御参加ください。

### 記

#### 第13回総会並びに講演会

1.日 時 平成29年 3月25日(土) 13:00~17:00

2.場 所 広島大学東千田キャンパス 302号室

#### 3.研修内容

講 師 広島地方裁判所

民事第2部部総括判事 末永 雅之 先生

テーマ 「租税訴訟の主張立証上の留意点と最近の最高裁破棄判決」  
(H26.6.12 最二小判決平成24年行ヒ第408号事件)の紹介

講 師 中央大学教授 大淵 博義 先生

テーマ 「組織再編成の行為計算の否認の限界」  
~ ヤフー事件判決の功罪 ~

#### 平成29年夏期高松研修

1.日 時 平成29年 7月29日(土) 13:30~17:00

2.場 所 香川大学

#### 3.研修内容

講 師 大阪大学 大学院教授 谷口 勢津夫 先生

講 師 香川大学教授 青木 丈 先生

#### 平成29年冬期松江研修

1.日 時 平成29年11月25日(土) 13:30~17:00

2.場 所 島根大学

#### 3.研修内容

講 師 島根大学 大学院准教授 谷口 智紀 先生

講 師 弁 護 士 山下 清兵衛 先生

会員数も200人を超えてきました。

会員の為になる研修会を今後とも続けていく所存ですのでよろしく願いいたします。

以上